

追加 5-9

不動産の税務

2 不動産保有時の税金

— 略 —

▼固定資産税

新築住宅用建物の税額軽減	新築住宅用建物の固定資産税は「固定資産税評価額×1.4%×1/2」で計算する。 つまり、税額を半分にすることができる（平成 28 年 3 月 31 日まで）		
	適用要件	建物種類	適用期間
		中高層耐火建築物	5 年間
		その他	3 年間
			限度面積 120 m ²

4 特定の居住用財産の買換えの特例

— 略 —

▼主な適用要件

適用期限	平成27年12月31日までの譲渡
------	------------------

5 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例

— 略 —

▼主な適用要件

適用期限	平成27年12月31日までの譲渡
------	------------------

6

居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算 及び繰越控除の特例

— 略 —

▼主な適用要件

適用期限	平成27年12月31日までの譲渡
------	------------------

以上、赤字の個所を修正しました。